

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和二年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験日時及び場所

1 試験日時 令和二年十一月十三日（金） 午前十時から正午まで

2 場所 奈良県文化会館 奈良市登大路町六―二

二 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含みます。）

三 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

令和二年十月二日（金）から同月十六日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）とします。ただし、郵送による場合は、十月十六日付けの消印のあるもので有効とします。

2 提出先

受験願書は、知事宛とし、奈良市登大路町三〇番地奈良県水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課へ提出してください。

四 提出書類

1 受験願書

様式は、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）に定める様式第九のとおりです。

2 写真

一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

五 受験手数料

八、〇〇〇円（受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。）

六 合格者の発表

令和二年十二月七日（月）（予定）とします。合格者には合格の通知をし、県庁前
掲示場に合格者の受験番号を掲示します。